

通告9番、2番尾形 明君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔2番 尾形 明君 登壇〕

○2番（尾形 明君） それでは、通告に従いまして質問させていただきたいと思います。

私は、放射能汚染対策についてというふうなことで、1番目には、汚染稲わらの保管について、町の現状について、それから、今後の対策について。2番目には、農地・農産物のチェック体制について、町の現状、そして、今後の対策について。3番目には、保育所、子ども園、それから、幼稚園、私立の幼稚園、そして、小・中学校の除染について、これまでの経過、そして、今後の対策について質問させていただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、尾形議員のご質問にお答えいたします。

放射能汚染対策についてのご質問でありました。

お答えする前に、基本的なところをお話をしたいと思いますが、一体、放射線を浴びるとどうなるかということなんですね。そのリスクなんです。いわゆる放射線を浴びますと、私たちの細胞の遺伝子が傷つくと、これは放射線のみならず、たばこでも、お酒でも同じです。あるいは食品添加物でもそういったものがあるわけです。ところが、人間の体にはそれを修復する機能がございますから、傷ついた細胞、遺伝子というもののほとんどは修復されるということなんです。ただ、一部、修復に失敗をして細胞が死ぬあるいは細胞が残る。そういったものがいわゆるがんの発生に影響を及ぼすというふうなことであります。ですから、これは何も放射能に限ったことではないということでもあります。実際、放射能に関しましては、科学的には100ミリシーベルト未満で発がんの確率が増すというはっきりとしたデータは今のところないということでもあります。だから、安全だというわけではございません。

しからば、今、加美町での被曝線量というものがどれだけのリスクがあるかということです。現状での環境被曝、それから、食物等からと言われる内部被曝、すべての被曝を足し合わせた影響、いわゆるがんのリスク、主にがんのリスクなわけですがけれども、この影響といたしましては、たばこやアルコール、排気ガスの環境汚染による発がんの影響よりも圧倒的に低い。コーヒーや携帯電話の電磁波による発がんの影響程度と同じである。これはだれが言っているかといいますと、東北大学の加齢医学研究所の川島隆太先生であります。川島隆太先生は、大学院時代から10年間、放射線医学と各医学の臨床医をしております、放射線防護の知識に関しては専門家であります。ですから、こういったことを踏まえて、私は放射線に対する取り組みと

いうことを考えていかななくてはならない。

さらに、朝日新聞にも載りましたけれども、我々が、毎年、定期健診で受ける胸部のX線、1回受けますとこれは6.9ミリシーベルト、通常2枚撮影しますから、そうしますと13.8ミリシーベルトの被曝をするというふうな、毎年、我々はX線を通して被曝をしているということがあります。そんなことを踏まえた上で、お答えをさせていただきます。

ですから、私が申し上げたことは、安全とか、安全ないということは、私は医者でも学者でもありませんから、言うことはできません。ただ、リスクが何であって、どの程度のものなのかということ、これが本当に他のリスクと比較して深刻なものなのかどうかということ、きちっとやはり考えた上で、我々は放射線というものについて考え対応していく必要があるだろうと思っております。

稲わらの保管に関しましては、本年5月、草地から基準値を超える放射線物質が確認され、乳用牛や肥育牛への給与及び放牧の自粛要請があったところであります。7月に入りまして、原発事故発生後に収集された稲わらを給与した県内の肥育牛から食品衛生法に定める暫定規定値を上回る放射線物質が検査されたことから、7月28日、原子力災害特別措置法に基づきまして、宮城県の全域の牛肉出荷停止が指示をされたわけでありまして、これは8月19日に出荷停止一部が解除されたわけでありまして、これを受けまして、宮城県と連携いたしまして、本県といたしまして麦むらの収集、給与、保管の有無などについて、実態を調査するために7月末から町内畜産農家、約370戸数に対しアンケート調査を実施し、その後から、11月中旬までにかけて、各農家を巡回し聞き取り調査を行ったところであります。

現在、春わらを保管している畜産農家は、11月25日現在、4戸、数量は5トン程度と見込んでおります。一時保管についてでありますけれども、宮城県は緊急避難措置として、包装資材で四重にラッピングして、そして、密閉あるいは専用の袋に詰めて、他のわらや飼料と接しないように隔離して保管することということで推進をしているところであります。

今後の対策につきましては、いろいろと、昨日も農林課長のほうから答弁があったように、県の動きがいろいろ出てまいっておりますので、そういった県の動きなど、あるいは国の方針などを見ながらこれは対処してまいりたいというふうに考えております。

農地、そして、農畜産物のチェック体制についてであります。町の現状と今後の対策ということでありますけれども、これは昨日、一條議員のご質問に対しましてご説明をいたしましたので、十分御理解をいただいていると思っております。昨日は、米、大豆、それから、野菜などの一般農畜産物についての話をしたわけですが、1点、原木、実は2カ所、国の基準の150

ベクレルを上回る箇所がございまして、この2カ所に関しては精密検査をしたところであり
ます。簡易検査ではなかなか正確なデータが出ないということがございまして、県の公衆衛生協
会のほうに委託をして精密検査をしたところでありますから、このことについては森林整備対
策室長のほうからご説明をさせていただきます。

ご質問に対しては以上でございます。

学校関係につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 先に、教育長。教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、尾形議員のご質問にお答えします。

昨日の木村議員の質問にもありましたが、放射能汚染対策ということにつきましては、町内
の小・中学校、幼稚園、子ども園、そして、中新田の私立幼稚園と、すべて8月から1台ずつ
測定器をそろえまして、校庭だけではなくて、それぞれのところの検査も行っているというふ
うなことでございます。やはり、比較的線量の高いところとか、そういうものは各学校・園で
いろいろと出てきているというふうなことです。それにつきましては、例えば比較的高いところ
ということで、雨水のたまりやすいところの土を入れかえるとか、それから、草とかを深い
穴を掘って埋める。また、校庭をグレーダーでならず。側溝を洗浄するというふうなところで
対処しております。また、子どもたちに対しては、外から室内に入る際のうがい、手洗い、こ
れを徹底しておるというふうなことでございます。なお、土壌検査等も行っております。

今後としては、やはり、子どもたちには放射線被曝量というのは何ぼでも少ないほうがいい、
それにこしたことはないというスタンスで危機管理室、それから、建設課等関係各課の協力を
得ながら対策をとっていきたいというふうに考えております。ご理解をお願いします。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（早坂雄幸君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

きのご原木の件でございますけれども、10月7日に国よりきのご原木の指標値ということで、
指標値の値が150ベクレルということで示されております。町におきましては、毎年、きのご
原木の払い下げを行っております。大体、年間5件から7件ほど行っている状況でござい
ます。町の払い下げ箇所、今年、3カ所ございましたので、その3カ所について簡易検査を県
のほうに依頼しております。その結果、3カ所のうちの2カ所が150ベクレルをオーバーした
ために、12月2日に宮城県公衆衛生協会のほうに精密検査を依頼しております。精密検査を依
頼した結果、当初1カ所で159ベクレルともう1カ所が224ベクレルということで、2カ所で

150ベクレルを超えたわけでございますけれども、45ベクレル、それから54ベクレルというように、精密検査した結果、値が非常に小さくなったということで、払い下げについては問題なく、今後も継続して、来年、払い下げがあった場合につきましても、簡易検査である程度の数値が基準値以下であればそのまま払い下げしますけれども、山全体の放射線量がどのくらいかというのは測定してみないとわからないというようなこともございますので、最初に簡易検査を行った上で、問題がなければそのまま払い下げをしますし、値が大きい場合は精密検査をして払い下げを行っていくという方針で対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） まず最初に、加美町では畜産農家の4戸で、そして、5トンの汚染わらというふうなことなんですが、加美町の畜産農家からどんな声が上がっているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） どんな声と申しますと、汚染稲わらについては、先ほどお話ししたとおり、巡回して、正直な話、皆さん、自分の敷地からどこかに撤去したいという話が正直なところでございます。声とすればですね。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 町では、こうした汚染の稲わらを今後どのようにしようと考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長。

どのようにというか、今、ほかで新聞等で議員も篤とおわりのことかと思っておりますけれども、私の町は少ないからいいんだという話ではないんですが、各市町の状況を見ましても、そこをどこか1カ所に保管をしたいということですね。

前段で申し上げますけれども、いわゆる春わらはすべてが、現況からすればだめだということではないと思うんですが、宮城県の方針としまして、先ほど、町長、いわゆる肥育牛の事故の問題とか申し上げましたけれども、その時点で、宮城県といたしましては、春わらを収集した、それはすべていわゆる汚染稲わらというふうにしました。実際は、法的に言えば、いわゆる基準値が8,000ベクレルを下回るものであれば、いわゆる市町村の一般廃棄物あるいは田んぼとかそちらへすき込みとか、そういう処理してかまわないということになっています。ただ、

それを汚染稲わらとして、一時保管をしろということになりましたので、その数が膨大な数字に県全体でもなっているということです。

今、町としましては、どのようにするかということですが、各農家で、先ほど、町長答弁で申し上げましたように、ラップで三重、四重にラッピングして、実際、そのほかのものと接しないようにということで、各所有者でもって保管していただいているという状況です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほど、町長のほうから、11月25日に4戸で5トンというふうなことでお話があったんですが、その後に汚染わらが増えているというふうなことはないんでしょうか、加美町の。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 稲わらについては、巡回して確認していますので、その後増えましたという連絡は受けてはおりません。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 私としては、今後、加美町としては、加美町の分については加美町が処理するのが一番いいのかなというふうに思っています。ほかの町でも、皆さんもご存じのとおり、嫌なものは嫌だというふうなことで、なかなかその受け入れが難しいというふうなことがありますので、加美町の分は加美町が保管するというふうな考え方はないのかどうか、町長、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、この処分に関しましては、国の動向、県の動向、さまざまな動向を見ながら、町の稲わらだから町がやればいいというふうな単純なことではございませんので、例えば大崎は大崎でやればいいという、今、いろいろと問題になっていますけれども。上多田川あたりでも皆さんご心配しているようですけれども。そうしますと、隣接しているところでそういった処分場ができて、地域の方がそれに対して非常に危機感を持つということが、これは当然、現に起きているわけですから、大崎は大崎でやればいい、加美町は加美町でやればいいというふうな、そういった単純なことではなくて、やはり、国・県、そして、近隣市町村の動向などを見ながら、これは慎重に進めていきたいと考えています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 11月22日にJAの岩出山の金融の本店におきまして、住民の説明会があったんです。私も行って来たんですが、県としては、皆さんもご存じのとおり、最初の候補地

が鳴子温泉水沼、上原というふうな地域なんです、そこで断られたと。2番目の候補地であり、三本木の所も大崎市の市有地なんです、そこも断られた。第3候補地として、皆さんがご存じのとおり、県の所有地でもあります宮城県岩出山牧場に保管をしたいというふうなことであります。宮城県はそうした動きであることは、もちろん町では知っていると思いますが、その内容をご存じでしょうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 内容については県のほうから直接は来ませんが、大崎市から実は、今、最初、9月の末に電話でお話を受けました。最初は、9月末に、担当課長から今お話あったように、鳴子、三本木を予定したけれども、だめで、岩出山も候補地だと。県にお願いしようと思っていますというお話だけは、そのとき受けました。

その後、10月25日に大崎の地方振興事務所でありますところの市町村、それから、農協、土地改良区の担当部課長を集めて、農政推進会議というものが開催されました。その席上で、大崎市の汚染稲わらを県営岩出山牧場の敷地内に保管をする計画を進めているということが県の担当からその席でお話がありました。それが正式に言えば公表というか、全体であったのがそのときでございました。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 大崎市と隣接している加美町、そしてまた、岩出山牧場からすると隣接している地域は上多田川なんです。上多田川とすれば、今年の7月に鳴子向山産廃が終息したというふうなことで安堵しているわけなんです。安堵した矢先に、今度、大量の稲わらを岩出山牧場に保管したいというふうなことで、大変複雑な心情でいるわけなんです、町としては、岩出山牧場に設置したいんだというふうなことについてはどのように考えますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も直接お話を聞いているわけでもなく、この町で説明会が開かれているわけでもなく、県でもその予定があるかどうかは全く知らされておりませんので、具体的な計画がわからない状況でございますので、何とも申し上げることはできませんが、いずれにしても、先ほど申しましたように、こういったことがあるわけですから、加美町は加美町で処理すればいい、大崎市は大崎市であればいいという問題ではないんですね。やはり、地域全体でこれは考えていかななくてはならないことだと思っておりますので、もう少し、中身、私も調べさせていただいて、先ほどの議員からのお話ですと、鳴子かな、三本木かな、そして、岩出山かなと、岩出山牧場も反対されたらどうするんだということも当然あるわけですから、もう

少し、これは状況を見ながら、あるいは県のほうにもきちんとした説明を求めながら、これは対応してまいりたいと考えています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 11月12日の説明会に行った際に、南沢の方々が30人から40人くらい集まってきたんです。県の説明が終わってから、質問というふうなことになったときに、10人くらいですか、質問があったんですが、皆さん、同意しかねると。何で、放射線の高い山間地、そしてまた、大崎市の問題になるんですが、南沢地区のそうした汚染の測定も十分にできない中において、そうしたものを持ってくるのかというふうなことで、住民の方々の怒りは大変なものでした。

その際に、私もちょっと質問させてもらったんですが、加美町において説明会を開く予定があるのかというふうなことを質問させていただいたときに、住民のほうから要望があれば説明しますというふうな回答がありましたが、そうした県の姿勢に対して、町でどう思いますか。町長。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 農林課長。

今、町長がお答えする前に、11月22日にそういう質問があったということも、私も聞いていました。

先ほど、私、10月25日に古川の地方振興事務所で、先ほどの農政推進会議というものがあまして、その時点で正式に県からそういうことを考えているとありましたので、私としては、いわゆる担当としては、あそこに行政区がまず二つありますと、それから、いわゆる学校があります。そして、あそこの岩出山牧場は加美町に隣接ではなくて、敷地そのものも加美町が入っているということを申し上げて、そのことも、賛成するとか反対は別にして、説明会を開催していただかなければどうにもならないのではないかとそのときに申し上げていました。

11月22日に、議員が岩出山でそういう質問をした段階でそういう答弁をされたということも聞きまして、実は、一昨日、休み明け、終わってから、どういうことだったんですかということで、県にも何回か、22日の会議が終わってから、問い合わせはしていたんですが、返答がありませんので、大崎地方の家畜保健衛生所に参りまして所長と直々に話をしたんですけれども、10月25日にこういうふうに説明会をまず開催しないとまずいですよということをお話したんですけれども、11月22日はそういう答弁をなさったということは、どういうことだったん

ですか、逆に私がお聞きしたいということで行ってまいりました。そのときの返答は、残念ながら、岩出山のときに説明会を開催してその状況がなかなか思わしくないの、まだ加美町には行っていませんという本庁の返答なそうでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 農林課長の答弁の中にありましたように、一部、加美町の土地も含んでいるということでございますので、当然、岩出山の11月22日の説明会は県の主催でありますので、県が言っているような、住民から要望があれば説明会を開くというたぐいのものではない。これは県がきちっと説明会を開くべきだと考えておりますので、そういった考えを再度お伝えしてまいりますけれども、今の答弁にありましたように、県としても、22日の説明会が県にとっては芳しくなかったということで次の説明会の予定はないということでありまして、いずれにいたしましても、これは住民からの要望ですというものではなくて、これは県の責任で開催していただくということは県に強く求めてまいります。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 実際に、県営の牧場に保管したいという数量が大崎1市4町で、ロールの個数で言いますと1万742個なんです。10月頃では6,000個ぐらい、今は7,000個、最終的にもっと多分増えるのかなというふうには思いますが、現在のこの資料ですと1万742個というふうなことで、大変な量なんです。

やはり、今朝、古川、大崎の情報として、大崎市としては個人で保管できる部分は個人で保管してもらおう方向で、というふうなことで話があるというふうなことで、農家の方々から、今朝聞いてきたんです。先ほど、冒頭にも申したように、加美町の部分に関して、もう一度言いますが、加美町の分に関しては加美町で保管するというふうなことをぜひ町として考えていただきたいというふうに思いますが、いかがですか、町長。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 検討させていただきますが、今までのお話を聞きますと、加美町の分の保管ということもそうですけれども、やはり、大崎全体の保管場所をどうするかということのほうははるかに大きな問題なのかなというふうに思っておりますから、加美町のもは加美町ということも考慮に入れながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほど申しましたとおり、上多田川地区においては向山産廃で10数年にわたって大変な思いをしてきました。一番最初に上多田川の地区民からこれは絶対反対しなけ

ればならないというふうな反対運動が大崎市に広がって行って、12万から13万の反対署名をいただいたというふうな経緯があります。地域の人たちもようやく安堵しているときに、こうしたこと、再度、住民に不安をかけるというふうなことはできるだけ避けたいなというふうには思っています。

それでは、次にですが、農用地・農産物のチェック体制についてであります。昨日、木村議員に対して、調査地点、農地と、小・中とか、幼稚園とか、そうした調査地点の測定値が出たわけですけれども、昨日、9月16日に加美町においては17点で、中新田で8点、そして、小野田で6地点、そして、宮崎で3地点というふうなことの調査地点で数字は間違いはないでしょうか。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 17地点と、今、議員ご質問あった点は、それは米のいわゆる本調査をした件数です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） この17点の米のサンプルした地域というのは全部おわかりですよ。その辺を示していただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（猪股雄一君） 中新田は赤塚、それから、岡町、中新田の中新田分。それから、鳴瀬は、下新田、雑式目、もう一つは多田川2カ所、菜切谷、それから、宮崎については、ちょっとお待ちください。旧町村単位にやっていますから、宮崎は3カ所やっています。宮崎、東川北、南永志田、それから、賀美石として、米泉、鳥屋ヶ崎、小泉、それから、小野田は3カ所やっています、長清水、下野目でございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 農業委員会の会長にお伺いしたいんですが、調査地点が加美町で17点というふうなことなんですが、自分からすれば、もっと数があったほうがいいのかなどというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 農業委員会会長。

○農業委員会会長（兎原伸一君） 農業委員会会長、お答えします。

17点という、これはそれぞれの県での基準調査する地点を大体何カ所というのは県でのほうである程度の指示があったものというふうには思っております。もちろん、細かくすればするほどいいとは思いますが、その当時の段階では、私は妥当だというふうには思っています。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） それから、昨日の町長の答弁の中で、学校関係の土壌の調査というふうなことであったわけですが、これを見ますと、上多田川小学校が2,500ベクレル、それから、西小野田小学校が4,105ベクレル。それから、賀美石小学校が3,457ベクレル、それから、おのだにし園が3,300ベクレル、みやざき園が3,300ベクレル、それから、賀美石幼稚園が3,084ベクレルというふうな数値が出ているわけですが、皆さんもご存じのとおり、福島県においては安全宣言をした後に基準値をはるかに超える米が検出された。そうした場所が、地理条件によって、よく言われることですが、平地より山間部に余計に放射能物質が沈着すると言われている。いわゆる、落ち葉原因説というふうなことが新聞に上がっておるわけですが、やはり、17点のポイント、それから、学校においてもなんですが、土壌調査というものがもう少し数を多くしてもいいのかなというふうに思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お伺いしますが、数を多くするというのは、検査地点を多くすることでしょうか。（「はい、そうです」の声あり）

それでは、お答えします。

今回、17地点については、先ほど農業委員会会長のほうから答弁がありましたので、私もそのとおりだと、その時点におきましては妥当だというふうに考えております。今回は、小学校と中学校、学校を中心に34カ所、プラス、16カ所、計50カ所ということで検査をしましたが、例えば上多田川のように、若干大気中の放射線量が多い場所に関しましては2カ所ということで、中新田、鳴瀬のように、空間線量の低いところについては1カ所という形で、空間線量の高いところにつきましては各学校とも2カ所サンプリングをしております。そういった配慮もした上での50カ所ということでございますので、私はこれでもってかなり土壌の線量の状況が把握できたのかなというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほども申したように、落ち葉原因説というふうなことがありまして、山間地帯ほど放射線が高いというふうなことが言われています。山林について、加美町においては土壌検査をどのくらい実施しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（早坂雄幸君） 森林整備対策室長、お答えいたします。

現在、山林の放射線量については調査いたしておりません。先ほど申し上げました、しいた

けの原木の調査は行っておりますけれども、森林全体における放射線量については調査いたしておりません。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 今後、こういう山間の集落等々に、できれば調査地点をつくっていただいて、測定をしていただければありがたいのかなというふうに思います。

続いて、3番目の、保育所、幼稚園、こども園のグラウンドの測定、先ほども出たんですが、教育長、3,000ベクレル、4,000ベクレルのグラウンドがあるというふうなことについては、どういうふうな感想をお持ちですか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 土壌で5,000ベクレル、これを基準値とした場合、下回っているということではあります、やはり、かなり近づいているというふうなことで危機感を持っております。例えば表土をはぐとか、そういうふうなことが考えられるわけですが、ただ、はいだ土をどう処分するかとか、今後、さまざまな課題も出てくると思いますので、その辺は関係課と協議して、抜本的なといいますか、対策を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 学校関係等において、放射線物質の集まりやすい場所、雨樋、側溝等々の除去したものはどのようにされているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） その辺については、各園、各学校等で対応しているわけですが、詳しいことについては、教育総務課長のほうからお答えします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

各園において、学校も、さまざまです。側溝なんかを掃除して、量が少なければ、ビニール袋とかそういったものに詰めて埋めている場合もありますし、その際も、当然、集まったものについては線量が高くなっているわけですから、そういったものをはかって処理しているということですが、穴に埋めたり、一番最近やったところで、おのだひがし園で、やはり、屋根から直接雨が落ちてくる下の部分、それは側溝に流れないものですから、その部分を五、六十センチ幅ですか、子どもたちも通る場所ですので、そこを建設課の協力を得ながら土の入れかえをしました。その部分については、そんな量ではありませんけれども、子どもたちの近寄らない園の裏のほうに穴を掘って、そこに埋めたというようなことでございます。そういっ

た処理をしております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほども申したように、西小野田小学校あるいは賀美石小学校、それから、みやざき園、おのだにし園、賀美石幼稚園、3,000ベクレルから4,000ベクレルというふうなことの数値ですが、側溝等はずっと多分あるのではないかなというふうには思うんですが、調査してみましたら、側溝の土砂の除去したものをビニール袋に入れて埋めたところもあれば、そのままにして、子どもからちょっと遠い場所に置いている場所もあるわけですね。こうしたものをいつまで、そういう状態にしておくのかどうか、お伺いします。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） まず、ちょっとご確認いただきたいことですが、放射能対策については、教育委員会が独自に対策を立てるものではないということ、まず、お話ししたいと思います。これは当然、私らもそういった話し合いには入りますけれども、町の対策本部が講じるということになっております。我々、そういったはっきりした基準がないものから、当面、やはり、子どもを預かる施設なものですから、当然、子供の安全、保護者の不安解消、そういったことで、緊急避難的といいますか、応急措置としてやっております。当然、私どもは、国のほうでも0.23という空間線量の基準が示されまして、当然、毎週、測定しております。できるだけ線量を低くするために、先ほど教育長が申し上げているように、側溝の掃除とかさまざまのことをやっているわけですが、ただ、出てきたものについては、置き場がないんです、これは。ですから、ほかにやるところもございませんので、学校なり園で、子供たちに影響を及ぼさないところを見つけて置いてくれということを行っているわけです。

そういったやむを得ないということですので、今後、どうするかということについては、私から、こうするということは言えませんけれども、そういう、子供を持つ親はやっぱり一番不安に感じているわけですから、できるだけ子供のいるところについては、今は測定器を皆持っているわけですから、さまざまところをはかるように言っていますので、そういった高いところについては、当然、側溝については、私もいろいろなところをはかっておりますけれども、当然、1マイクロシーベルトを超えるところ、そういうところですね、側溝なんかは特にあります。そういったところについて、やはり、側溝なんか水も流れないような状態にしているところもあるものですから、職員だけでもできない部分がありますので、保護者の協力をお願いしながら、側溝あげをしたり、そういったことをやっております。今がいいということではございませんけれども、当面の措置として、私どものほうではそうしております。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 危機管理室長にお伺いしますが、今の話なんです、間違いなく、幼稚園、こども園、保育園の中に、そうした側溝から上がった土砂、そして、ビニール詰めされたものが園内に置かれているわけです。子どもの届かないところに置いているというふうなことでありますが、これはいち早く除去する必要があるのではないかというふうに思いますが、ひとつお願いします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えします。

議員さんが申したとおり、今、どうしても側溝は高いということで、今、教育委員会のほうで、やはり、子どもたちの届かないところという格好で埋めていただいておりますし、その件について、県の方の危機管理課のほうに連絡をとりまして、今後の対応策について、加美町だけではありませんので、そこをすぐするよというところで今検討しているところでございます。

○議長（一條 光君） 尾形 明君。

○2番（尾形 明君） 先ほどの稲わらの問題と同じでして、いち早く、もっとスピードアップして、園内のそうした土砂を1カ所にまとめるとか、子どもたちのいないところに保管するとかというふうなことをぜひやっていただきたいなというふうに思います。

それから、学校給食についてであります、加美町においては、まず、学校給食においては、まずは地産地消というようなことで、宮城県で一番、地元食材を利用しているというふうなことですが、定期的に検査をしているというふうなことですが、今後とも、今の状況でいくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 学校教育、いわゆる給食の問題ですね。先日、私も試食をしてまいったわけですが、きちっと検査をした上で地元の食材については給食に供しているというふうなこととあります。

また、今日の新聞で、県のほうからの指針が示されたようです、県の教育委員会ですね。これは検査機器の配備に関する記事でございますけれども、測定器を5台購入して安全確保を徹底するというようなことのようにです。こういった県とも連動いたしまして、きちっと検査をし安全であることを確認した上で、今後とも学校給食に地元の食材を供していきたいと考えております。

○議長（一條 光君） 教育委員会から補足説明があれば……。教育委員会、ありませんか。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長、お答えします。

今、町長が申しあげましたのは、国の3次補正で、安全・安心のための学校環境整備事業ということの話だと思います。いずれ、国のほうでもいろいろな食品、さまざまな基準値、これを見直すということの方向性の中の一つだというふうに理解しておりますが、当然、そういった食品に対する国民の関心も非常に高くなっておりまして、当然、学校給食ということに関しましては、食の安全、放射能だけじゃなくて、言われてきておりますので、多分、こういった状況で、既に自治体で独自に検査している自治体というのは非常にございますので、そういった食の安全ということについては、できれば、教育委員会としては独自に購入してやっていきたいというふうには考えているわけですが、当然、検査機器のお金の問題であるとか、体制の問題であるとか、だれがやるのかとか、さまざまな問題がございますので、でも、できるだけ、わからないということが一番不安だと思いますので、わかって安心させるというふうに教育委員会のほうでは考えております。以上です。

○議長（一條 光君） 尾形 明君、最後の質問になると思います。

○2番（尾形 明君） 今、課長がおっしゃったとおり、第3次補正の中に、安全・安心のための学校給食環境整備事業というふうなものがありますので、ぜひ、機械を購入していただいて、安心を買うというふうなことでお願いしたいなというふうに思います。

何分に放射能対策がまず長期戦であるというふうなことから、子供たち、あるいは町民を守るというふうなことの観点からすれば、今すぐできる問題はすぐ行動を起こしていくというふうなことが大事なのかなというふうに思います。

もう1点、学校のグラウンド等々の放射線の土壌の検査の数値を町民にきちんと明らかにするべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、お願ひします。

○議長（一條 光君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

先ほどの放射線量の基準でございますけれども、国のほうで示しているのは、まず、1ミリから年間20ミリを超えるものについては全面的に国がやりますと。1ミリから20ミリシーベルト、先ほど、土壌の基準というものがなくて、今のところ5,000ということにしているというのは、今回の検査で確認できたことは空気中の数値と土壌の数値は比例している。つまり、土壌が高いと空気中が高いということがわかったということでございます。国のほうの基準というのは、空気中の数値のことでやっているんですが、年間1ミリから20ミリシーベルトのう

ち、20ミリシーベルトに近いもの、つまり、比較的線量が高いものについては、面的な除染が必要である。1ミリに近いほう、つまり、1ミリから20ミリシーベルトの間の1ミリに近い、比較的線量が高い区域、先ほど、0.23だと大体1ミリになるということですから、それを超えると1ミリを超えますが、1ミリに近い、これについては面的な除染は基本的には必要ではありませんが、議員がお話の側溝や雨樋など局所的に高線量を示す箇所については除染が重要ですよというようなことですので、先ほど、教育総務課長が答弁したように、それぞれの園でやっているということですので。

そして、今回、国のほうで前にヘリコプターで放射線量の分布マップというものをつくったときに、加美町においては白子田あたりですか、そこだけが0.23を超えるというようなヘリコプターにおける検出がされていたということで、加美町ではそこだけだったんですね。それもウェザリング効果ということで、これはいわゆる自然要因あるいは風雨でそれは消えていくでしょうというような状況だったんです、以前は。それで、0.23というのは、加美町で1カ所出たということだったんですが、今回、このデータと突き合わせるために車に測定器を乗せて、放射線量を測定するということを、町長、昨日申し上げました。今月にそれが行われますので、その数値と照らし合わせながら必要な対策を講じてまいるとのことですので。これは、議員のおっしゃるように、必要なところには必要な対策を講じるということですので、ご理解をいただきたいと思います。（「以上で終わります」の声あり）

○議長（一條 光君） 以上をもちまして、2番尾形 明君の一般質問は終了いたしました。

通告10番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

○9番（工藤清悦君） 午後からの一般質問、それも最後ということで、何か一人置いてきぼりにされたような感じもしているわけですが、通告しておりました猪股町長の所信表明に関しての、まだまだ3カ月でございますけれども、所信表明の中での進捗状況といいますか、そういうものについてお伺いをしたいと思います。

私からは進捗状況の中で、自然との共生、それから、町民との協働、それから、三極自立ということで、町長が所信表明で打ち出しました施策についてお伺いをしたいというふうに思っております。

また、教育長には、町民との協働の中で、教育委員会の果たす役割というものもかなり大きなものがあると思いますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

最後ですので、楽しく和やかに、穏やかにやろうというふうに、家を出てくるときは志を立

ててきたんですけれども、町長の高い志をもってこの加美町をいい町にしようということで立候補されて頑張っている姿に敬意を表するわけなんですけれども、今までのそれぞれの議員の一般質問の中で、特に新田議員のお話の中では、原理原則と手法は違うんだというお話をされました。やはり、町民の方々とか、特に選挙民の方々、それに、ここにいらっしゃる管理職の課長さんたち、それから、大勢の職員の方々、町長はこういう方法でまちづくりをするというところに向かって力を結集していくというふうに私は思っています。そういった中で、原理原則は、選挙公報に書いたのは原理原則を書いたんですけども、手法はまた違うんだよということになりますと、我々議員も、職員の方々も、または町民の方々も、「あれ」という感じをしたいと思います。ですから、その辺の確認をまず最初させていただいて、まず、質問をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 工藤議員のご質問にお答えいたす前に、日頃、工藤議員もさまざまな面で、特に協働のまちづくり等で非常にご活躍していらっしゃることに敬意を表したいと思っております。

最初に、原理原則というお話をしましたけれども、これは非常に大事なことでありまして、私は原理原則を曲げるつもりはございません。あくまでも、何をやるに当たっても、理念というか、原則ということは、これは大事でありまして、ただ、一切、例えば建物を、庁舎を建てるというふうになった場合に、これはさまざまな防火対策等、建築基準法上の問題もありますから、これは100%、それでは無垢で建てられるかといえば、これはもちろん建てられないわけです。しかし、私がお話をしたのは、中身は例えばコンクリートで、表に例えば木を張る、木材を張るというふうなことになりますと、まさに私の原理原則から大きくこれは外れることでありますから、そういったことは考えていないというふうにお答えをさせていただきます。あくまでも、私がお話をした、木造という、いわゆる構造材も含めて、できるだけ木を使った建物を建てていくというふうな原理原則を曲げるつもりはございませんが、実際、建てるとなった場合には、これは建築法上の規制等もございいますから、RCなり、それから、集成材等を、これは使わざるを得ないということでお話をさせていただいたものでありまして、決して、私の考えにぶれがあるわけではございません。以上でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 確かに、物事をやるときはそうなのかなというふうには思います。ただ、

町長、所信表明の中でこうお話しされているんですよ。無垢を使うということをお話しされているわけですよ。この中で、町長もご存じのとおり、岩手県の浄法寺とか、東和とか、その辺、あそこは集成材だったわけですよ。そういうところもあるんだけど、無垢で建てた場合は今までなかったことであるということで、所信表明で述べているわけですよ。これが原理原則と手法との違いだというふうに、この所信表明から、町長、我々、それから、町民、それから、課長さん方、とらえられるとお思いですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お答えいたします。

浄法寺等、こういったところはすべて集成材ということであります。ですから、今現在、構造材も含めて無垢を使っているというものは私は知らないわけでありますけれども、先ほど言いましたように、すべてを集成材にするとか、あるいは内装材だけを木造にするとか、そういうことではなくて、構造材も含めて、できるだけ地元の木材、無垢を使っていくということでありますので、全く矛盾していないと考えております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） これから、町長の思い、それも加美町をよくするための手法の思いというのはこれからどんどん出てくると思います。そういったときに、こう言ったときにはこういうことも想定していたんだとか、こういう思いだったということは、説明が後づけじゃなくて、やはり、お答えになるとときには、我々も、町民も、課長さん方も、やはり、すべての全体像を描けるような、ひとつご説明をしていただきたいということをお願いをしながら、質問させていただきます。

もう一つ、先ほど、新田議員の質問の中で、それぞれいろいろな立場になるとうわさも出ますというようなこと、話出ましたけれども、今現在、庁舎用地とされているところに看板が立ったというふうに新田議員おっしゃいましたけれども、そのようなことは町長は全く存じ上げないというお話でございました。そういう理解でよろしいですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私がそのことを知らなかったかどうかという意味を確認したいということでしょうか。（「はい」の声あり）

当然、知っております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ということは、新田議員に対する答弁は違いますよね。知らなかったと

いう答弁でしたよ。

ちょっと時間とめてもらっていいですか。

○議長（一條 光君） 町長。（「回してください」の声あり）

○町長（猪股洋文君） 知らなかったとは申し上げていません。もちろん、いろいろなうわさである。新田議員のご質問は二つあったかと思えます。私が遅刻して行ったということと、それから、看板の設置に関しては明確にどう言ったか、私は覚えていませんけれども、私は看板のことに關しては、当然、これは知っているわけですから、新田議員に対して、そのことについて知らないと言ったつもりはございません。当然、知っております。（「時間とめてもらっていいですか。さっきのテープ回して、じゃあ。町長の答弁」の声あり）

○議長（一條 光君） そういう技術的なことはなかなか難しいので。

○9番（工藤清悦君） すみません。

だって、ここにお座りの議員の皆さん、皆、そうとらえていますよ。課長さんたちだってそうとらえていますよ。ですから、責任ある答弁をしてくださいとお願いしているんですよ。さっきの原理原則と手法は違うんだなんていうことは、これはあれですよ、職員の方々の求心力なくなりますよ。世の中の原理原則ですよ。町長、そう思いませんか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

じゃあ、もう少し丁寧にお答えすればよかったかと思えます。前半の部分については、これはうわさということでありまして。庁舎の土地に看板を立てたということについては、これは当然私は知っております。そういったことでお答えさせていただきます。

それから、原理原則、これは先ほども申し上げましたように、この原理原則、いわゆる理想というものを、理念というものを、これは全く変えるつもりはございません。ただ、実際に、例えば庁舎を建てるといった場合に、これは先ほど申し上げたように、建築基準法上の規制等々ございますから、それは当然そういった法律の枠の中でやるわけですから、そのようにやらせていただきたいと思いますと思っております。決して、求心力が下がるとは思っておりません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 後づけでこう言ったのに対してはこうだったということは、私は違うと思えますよ。やはり、政治家になったわけですから、政治家の言葉は、町長の言葉は重いんですよ。ひとつその辺お願いしながら、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、通告しておりました自然との共生の中での加美町の新エネルギービジョンであります

けれども、今までの一般質問に立たれた議員の方々がいろいろご質問をなされました。私は、町長の所信表明の中で、震災のことに触れまして、その後、電気がなくて寒い思いをして体調を崩された方がいっぱいいるという、そういうご認識で町長話されました。特に、自然エネルギーの大切さ、または既存の電力に対する危うさというものをお話しされたんですけれども、私勉強不足で申しわけないんですけれども、電気をつくることと高齢者の方々の家に供給することとは、また、技術的な部分とか事業の部分で違うと思うんですけれども、その辺について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

私が所信表明の中でお話しした点、これは私が実際避難所等を回って実感をしたところであり、今回、加美町の避難所にも多くの高齢者が避難をしてきたわけですが、緊急にこれは発電機などを設置をして電気を引いたり、灯したりというふうなことをしていたわけですが、やはり、さらに大規模な地震等の被害があった場合にもっと多くの方々が公的な施設に身を寄せることになるだろうというふうに思われるわけです。そうした場合に、やはり、公共の施設が、たとえ電気が途絶えてもきちんと電気を供給できる。あるいは、例えばバイオマスボイラー等できちっと暖がとれる。そういった形で、まず、やはり、公共施設を中心にエネルギーの自給を図っていく必要があるというふうに思っておりまして、所信表明でもそのように書かせていただきました。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 私の聞き違いだったようですね。所信表明のときには私はそう理解しておりませんでした。町長がそれぞれ各高齢者の家庭を回って、電気がなくて大変だったんだよという部分を以前に聞いておりましたので、私はそういうふうに理解しておったんですけれども、町長のお話を聞くと公共施設にということですから、そういうふうに理解をさせていただきたいと思います。

町長、所信表明の中で、今日もお話しされましたけれども、加美町は2,300人ほど人口が減ったと。そういった中で、子育てのためにも医療費を来年度からは高校生まで無料にすると、来年じゃなかったかな、段階的に高校3年生まで無料にしていくということなんですけれども、本当に勉強不足で申しわけないんですけれども、高校生の医療費まで無料にするためには、風力でも何でもいいんですけれども、町長の存じ上げている程度でいいんですけれども、どのような規模のものをどういう形でやらなければいけないのか。今、想定している原理原則の論理

でよろしいですので、お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、来年度は中学までということで、一気に高校までというふうには考えてはおりません。800数十万の予算を計上する予定であります。前回の質問の中で、高橋源吉議員のほうから、リンクをするのかというふうなご質問ありまして、私は必ずしもそれはリンクはしないというふうにお答えさせていただきましたので、必ずしも、自然エネルギーをもって売電した売電料、これを充てると、必ずしも100%そういうふうには考えておらないわけですが、当然、これは財源、継続的な財源措置ということが必要になってきますから、やはり、将来的には、梶原が行っているような売電による収入ということの確保も目指してまいりたいというふうに思っております。ただ、これはエネルギービジョンの見直し等をいたしまして、どの場所でどれだけの発電が可能なのか、小水力なり、太陽光なり、風力なり、これはこれからきちっと調査しませんが、ある意味では、埋蔵量的なものというものは、これは出てこないわけですから、これはプロジェクトチームを立ち上げたばかりでございますので、新エネルギービジョンをきちんと見直して、できるものからやっていく。コストの面、採算面で問題のあるものは少しこれは時間をかけてやっていくということで、これはまさにこれからきちっと精査をして取り組んでいくということでございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ありがとうございます。

町長の所信表明を見ますと、合併してから2,300人も減ったんだと。実際に世帯数は同じくらい、横ばいなんですけれども、ですから、家族数が少なくなってきたと思うんですけれども。無料化にしていかないと加美町からの家族の流出は避けられないというふうにお話ししているわけですね。これだけではないというふうに町長もお考えだと思うんですけれども、ただ、一般の町民の方々、もはや子育て終わっている方々から見ればバラ色の話ですからね。これは当然、選挙公報にも載っていることでありますし、こういう、強調されて、今までの執行部、職員の方々、議会が全部流出するのを手をこまねいて見てきたのかというような状況になるんですよね。後々は高校生まで医療費を無料化にする、来年度、どのぐらいの歯どめをかけられるというふうに予想されていますか、町長は。原理原則でよろしいですよ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

もちろん、私も医療費を無料化したからといって人口の流出がそれとまるとはもちろん考

えていません。ただ、これは非常に象徴的なものだと私は考えております。といいますのは、若いお母さん方が、いろいろな方から私は聞いたんですが、いわゆる、隣の色麻町が中学まで医療費無料化している、大衡村は高校までだと。そういったことで、自分の友だちが色麻町に移ったとか、あるいは大衡村に移りたいとか、そういう話をしているということを私は実はたびたび聞いておまして、この医療費の無料化ということが子育て中の方々にとっては非常にある意味ではシンボリック的なことなんだというふうに思っております。ただ、この人口流出をとめようとする場合に、医療費の無料化のみならず、子供を産み育てやすい町、魅力ある町ということをつくっていかなくてはならないわけですから、そういった意味からも、今、企業誘致にも取り組むわけですが、働く場の確保ということも当然必要でありますし、あるいは、文化というものも非常に大事に、文化の振興ということも大事です。昨日もお話ししましたマーチングバンドも、非常に私は加美町のイメージアップに貢献してくれているなというふうに思っているんですね。カヌーもそうです。ですから、そういった文化、教育、こういったことに力を入れていかなければならない。総合的にこの町の魅力というものをアップしていくというふうな取り組みが必要であるというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 子育て支援室長にちょっと、突然振って申しわけないんですけども、加美町の幼稚園、保育所の保育料といたしますか、保育所のほうがいいと思うんですけども、国の基準の何%を保護者からいただいていますか。色麻は何%いただいていますか。

○議長（一條 光君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（吉岡悦子君） 子育て支援室長です。

現在、加美町は、国の基準値の50%でございます。色麻町は100%、国の基準値のままいただいておりますが、23年度に80%に引き下げたと聞いております。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） やはり、町に人が残っていただく。また、そこで生活をしていただく。色麻町でこういうことをやっている、ああいうことをやっているからという、これだけの要素じゃないんですよ。総合的な部分だと思うんですよ。それは町長のおっしゃる文化かもしれないし、住みやすさかもしれないし、その辺をうまく調和させていくのが、やはりリーダーたる町長の役目なのかなと。こういう突出してやればできるんだというような、だって、子育てしているお母さん方も、50%しか、加美町でいただいていないということはわからないと思

ますよ、実際。そういうことも、やはり町長は情報を出して、そして協働のまちづくりをしましょうと言っているわけですから、加美町のよさというものを、今でもいっぱいあるわけですから、こうやって所信表明で言わなくても。そのために我々職員と課長たちも頑張ってきているわけですから、その辺もひとつ、これからもお願いをしたいというふうに思います。

それから、時間も半分近くいきましたので、お聞きしたいと思うんですけども、余り遅くなると教育長の出番がなくなりますので、町民と協働の中でも、まちづくり基本条例の制定について、町長からお伺いしたいと思いますし、また、教育長からは、町長がこれから進めようとしている協働のまちづくりという部分に関しては、やはり、学校教育、家庭教育、それから、社会教育の部分で、お互いの教育委員会部局だけじゃなくて、今本町にあるセクションなり、すべての仕事をされているセクションと連携をとって進めなければいけないというふうに思っておりますので、その辺も含めながら、ひとつお話をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

その前に、先ほど、議員のほうからもご指摘ありましたように、これは、まちづくりは総合的にやっていくということを私も肝に銘じて行ってまいりたいと思っておりますし、50%ということは私も承知をしていますから、まだまだ町民が理解していないということであれば周知してまいりたいと考えております。

まちづくり基本条例でございます。このまちづくり基本条例は、やはり住民自治という。団体自治と住民自治と、これは地方自治の両輪であるというふうに自治法にもありますように、これは住民自治ということのをこれから進めていくに当たって、基本条例、非常に私は重要な役割を果たすものだろうというふうに思っております。基本条例は、町民が主役のまちづくりを進めるためにまちづくりの基本的な考え方や町民、議会、行政がそれぞれの役割や責務を定めたルールづくりということでもありますので、十分、フォーラムを開いたり、勉強会を開いたり、そういったことを通しまして、基本条例がどのような条例なのか、なぜ必要なのか、そんなことを町民の皆さんと一緒に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

また、それに基づきまして、当然、これは政策、既存の条例との体系化ということもこれは図ってまいらなければならないというふうに考えております。以上でございます。（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、工藤議員の町民との協働ということでの社会教育、教育全般ということについて、お答えしたいと思います。

平成17年度策定の加美町総合計画の中に、だれもが楽しく学べるまちということで、町民の生涯学習活動推進を位置づけ、それぞれの地域の特性を生かした学習機会の提供、そしてまた、学習環境、施設の充実、また、社会教育や文化活動、スポーツ、レクリエーション活動の推進ということに邁進しているところでございます。この総合計画に基づきまして、町民の皆さんの豊かな人間性を開花してもらおうということで、楽しく学べる環境を提供するという。それからまた、その学習によって得た成果が発揮されて、それが結局、活力ある地域づくりというふうなことに結びついてくるということの基本方針とした加美町生涯学習計画を策定いたしました。その後、平成21年度には、平成22年度から26年度までの後期実施計画を策定しているところでございます。平成23年度の事業計画に基づきまして、教育委員会では社会教育課、体育振興課を初めとして各施設においてさまざまな教育事業を展開しているところでございます。町民が学んだり、楽しんだりする多様な学習機会を提供しているのとらえております。

また、さらに、町にはさまざまな社会教育団体が活動しておりますが、団体の自立を促す。そしてまた、住民サイドから自主的、自発的に実践できる生涯学習活動の形態を目指していきたいというふうに思っております。町民参加型の住民と行政との協働によるまちづくりということを推進していくためにも、各団体の今後の体制づくりの支援ということを努力していきたいというふうに思っております。町民との連携というふうなことにおきましては、例えば公民館のコミュニティへの指定管理移行というふうなこととか、それによって、住民の望んでいることが多くできるようになったとか、さまざまないい点がございます。また、昨日、木村議員の質問でもお答えしましたが、社会教育と学校教育、これを連携、そしてまた、融合していくというふうなことを目指して、まずは、学校教育に社会教育をどんどんと入ってもらい、取り入れていくというふうなことを目指しております。

以上のようなことでいきたいというふうに考えております。ご理解をよろしく願いたします。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、それから、教育長、ありがとうございました。

協働のまちづくりということに関して、ただ単なる行政と町民が一緒に力を合わせて頑張るんだよということだけでなく、何で協働というような言葉が出てきたのかなというようなことも、やはり、町民の方々に、または職員の方々に理解していただかなければいけないのでは

ないかというふうに私は思います。やはり、背景としては、私は考えますけれども、行政サービスの限界が一番底辺にあるのかなというふうに私は思っています。町長はそう思っていないかもしれないですけども、原理原則的には。そういった部分と、あとは、社会貢献しながら自分を磨いたり、生涯学習ですよ、地域に貢献していく部分が二つあるんだろうと。ただ、これは成熟した社会でないとなかなか難しい部分ですよ。明日食う米もないとか、そういう状況でボランティアしてくださいとかということにはなかなかならないわけですよ。ですから、ある程度、成熟した社会じゃないと進まないのではないかと私は思っています。そのために、今まで、町の活性化なり、経済の活性化なり、または少子高齢化なりに、さまざまな形で皆さん努力してきたわけですよ。ですから、その部分をこの協働という中でいかに社会を成熟させるかということが、この協働のポイント、キーワードではないのかなというふうに私は思ってきました。

そこで、よく町長の口から出てくる、協働のためにはボランティアというものが必要なんだと言いますが、私はボランティアというのは奉仕者だというふうなことだけしか考えていなかったんですけども、何かずっと話聞いてくると、今度はボランティアに地域の金券とかポイントをあげましようとかということになってきているわけですよ。私、自問自答しているのは、町の行政施策を遂行するために一生懸命やってくれた人がボランティアと言うのか、ポイントをあげるのか。それとも、町の事業じゃなくても、地域なり、またはそれぞれのいろいろな形でやってきたところに、そういうものも含めてやるのか。そのボランティアの定義づけと、今後、三浦議員からは、一生懸命、ボランティアのポイント券をやってくださいという応援のエールをいただいたようですけども、原理原則、町民または我々職員が理解するボランティアの定義づけというものを、町長、どういうふうにお考えなのか。施策も含めてお願いをしたい。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ボランティアの定義でありますけれども、これはボランティアというのは、みずからの意思で行う、その個人、これがボランティアというふうに考えております。ですから、これは本来なら、行政から要請されたからやりますということではなくて、自分の意思で自分が気づいたことを奉仕をしていくということがボランティアのもともとの意味だろうというふうに考えております。

ただ、これが一つのグループとなって、みんなで地域の課題を解決していこうというふうになりますと、今度は、これはNPOというふうな、一つの、議員もご存じのとおり、組織とい

う形になってまいろうかと思えます。ボランティアと一般的に言っているのは、こういったNPOとかも含めて、広く住民の皆様方が活動することを指して言っているのだろうというふうに思っております。

しからば、そういったボランティア活動とポイントの件、じゃあ、今言った、割と広く使われているボランティアという中から、どういったボランティアに対して、そういうボランティアポイントを付与するかということになるだろうと思えます。これは、昨日も申し上げましたように、今、さまざまな地域の事例を研究しておりますので、当然、ある程度、明確にしていきたいと思います、どれでも、私はあれしました、これしました、ポイント、ポイントというわけには当然これはいかないわけですから、ある程度、こういったボランティアに対してはこのようなどれぐらいのポイント、例えばどこかの福祉施設で1時間ボランティアしたら、それに対して1何と何とか、そういった形でのボランティアポイントの付与ということになるんだろうと思えますが、そういったことも含めて、研究をして、また、皆様方の、特に現在ボランティアしていらっしゃる方々のご意見も聞きながら進めてまいりたいと考えています。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） これはボランティアのポイント制度の中で、このポイントで買い物もできるというようなお話も出てきたのは、私の聞き違いだったのでしょうかね。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） さまざまな事例があるようです。やはり、ボランティアポイントをお金に換えて、それで、当然、買い物をするとか、あるいはボランティアをさらにボランティアポイントでボランティアをしてもらうとか、そういったさまざまな形があるようでございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） お金あげるからと言われたいから、ポイントにしましょうという、これは便法ですよ。ですから、こういう町長の言う手法があってもいいですけども、もっと基本の部分をきちんと押さえていただいて、お金であげてもいいし、ポイントをあげてもいいから、それが生きてくるんだというふうに思いますので、ひとつ、その辺もよろしくお願いをしたいと思えます。

今まで、行財政改革の中でコスト削減というようなことで、指定管理者制度も取り入れられてきました。そういった中で、公民館とか、それから、体育施設が指定管理者制度でお願いをしてきたわけですけども、非常に財政の削減効果はあったんですけども、しからば、町長のおっしゃるサービスの向上につながったかという部分だと思うんですよ。なぜかという、

町長もご存じのとおり、NPO法人、かつて騒がれましたね、労働力の安売りでないんだと。町長もご存じだと思うんですけどもね。町長は、介護保険制度に乗かって確実にお金が入るようなNPO法人をやっているから、報酬もいただいているんでしょうけれども、いいんでしょう、安定しているんでしょうけれども。そう、地域の中で、町内で活動しているいろいろな目的団体とか、そういう団体はないですよ。

政策推進室長、昨日、伊藤由子議員の行政評価の中で、補助金審査会のお話出ましたけれども、切るばかりでなくて、「この団体にもっとやっていいんでねえべか」という審査会での話というのはなかったのでしょうか。

○議長（一條 光君） 政策推進室長。

○政策推進室長（今野幸伸君） 政策推進室長です。

補助金審査会で行政評価のほうにいきますというときの話の中で、委員の方々からはそのお話はございました。切るだけじゃなくて、もっともっと補助金をあげるといふか、あげてやることによって活動が活発になるものもあるだろうという答えはございました。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ありがとうございます。ほっとしました。というのは、やはり、一生懸命やっている団体というのは認めてあげなくてはいけないと思うんですよ。特に自分たちの教養を高めるとか、自分たちの健康増進をやるとかということだけじゃなくて、行政課題に取り組んでいただいている団体にはやはりそういうことも必要なだろうというふうに思いますので、町長、その辺もひとつお含みの上、今後、町政運営に当たっていただきたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度の中で、町長、ご存じだと思うんですけども、施設の有効利用、サービスの向上、それから、コスト削減あるんですけども、体育施設なり公民館をお願いするときに、もちろん、指定管理者制度で第三セクターのものもあるんですけども、資産ですよ、資産、特に人件費。施設に関しては、それぞれの施設で何万以上は団体負担、何万以上は町負担ということになっていますからね。こういったときに、人件費の査定というのはどうしているのかなというふうに私いつも思っているんですよ。やはり、そこに勤めて、結婚して、子育てして、将来も暮らしていけるような給与体系には、今のところ、どこもなっていません。どこの指定管理者で受けたところも。

総務課長、ちょっとお聞きしますけれども、町の職員の方々の年間の総量の給料あると思うんですけども、それから、いろいろな手当、ずっとあると思うんですよ。その総量を人

数で割って、職員の数で割って、じゃあ、職員が1年間何日働いて、1日当たりの時給というものが出ますよね、その辺、ちょっと幾らぐらいだというふうに課長は認識されていますか。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長（柳川文俊君） 総務課長、お答えします。

ただいまの工藤議員のご質問なのですが、平成22年度の決算ベースで申し上げます。給料から、いろいろな手当、それから、共済費等一切含めてですと約23億8,000万円ほどの22年度の決算ベースになっております。これを職員数317名ほどおりますので、割って、さらに時間数で割るという作業をしまして、1時間当たりですと3,610円という単価がはじき出されます。以上です。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 課長、本当にありがとうございました。課長になって間もないのに、本当にこういう計算までしていただいて、本当に安堵というのか、安心といいますか、ありがとうございます。

特に指定管理で手がけております体育振興課、それから、社会教育課長さん、公民館なり体育施設あるんですけども、町の職員の方々平均の中ではこのぐらいなんですよね。確かに、社会的なベース、最低雇用賃金とか、技術職とか、いろいろあると思うんですけども、果たして、今まで指定管理者に出されて、担っていただいて、その人件費の査定といいますか、積み上げというのは、今の話を聞いて、妥当だったかな、妥当でないかな、それとも、これからいろいろなことをお願いするときに、感想でよろしいですので、お二人にお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 社会教育課長。

○社会教育課長（鈴木啓三君） 社会教育課長、お答えいたします。

今のは給料について妥当なのかということのようでございますけれども、こちらとして積算したときは、町で使っている非常勤の方の給料を一応ベースにして、それより若干高目には積算はしておりますけれども、妥当かという。高いか、安いかと聞かれば安いかもわかりません。

○議長（一條 光君） 体育振興課長。

○体育振興課長（大類恭一君） 体育振興課長、お答えします。

体育施設の指定管理者に委託をする際に、その管理経費の区分をして応募した会社がそれぞれ積算をして申し込んでいるわけでございます。その内訳の中で、人件費の部分とあとは施設

の管理運営の部分という形で積算をしているわけですし、単純に我々の給与と比較はできないとは思いますが、やはり、責任の度合いとか、業務の内容とかにもよりますので、会社のほうでの給与の支払い状況も詳しくは把握しておりませんので、単純に比較はできないんですが、指定管理者の管理運営の中でお支払いしている人件費につきましては、それぞれの雇用契約の中でやっていらっしゃるわけですので、私は妥当な線で雇用する側、雇用される側でお支払いをしながらやっているものというふうに解釈しております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ありがとうございます。体育振興課長、すみませんでした。指定管理制度そのものがプロポーザル方式でやっていたということをとんと忘れていまして、勢いだけでしゃべってすみませんでした。

協働ということで、町民の力を借りなければ、これからますます課題解決できないだろうというふうに思います。町長もひとついろいろな思いといいますか、これからの施策のほうも展開されるようでございますので、その辺についてひとつよろしくお願いをしたいと思います。

また、聞き足りなかった部分に関しては、3月定例会で穏やかに楽しくやらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、三極自立の件なんですけれども、新田議員にも総合計画の中で整合性がとれるのかというようなこと、質問受けたんですけれども、総合計画の中で、どこに三極自立というものが入っているのか、私ちょっと見当たらなかったんですけれども、お教をいただきたいと思えます。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 以前にも申し上げましたように、三極自立というのは、私がつくった造語でございますので、これはどこを見ても出てこないのは当然のことです。ただ、策定の趣旨にもありますように、合併により自立する町としての行財政基盤の強化を進めながら、それぞれの地域の豊かな資源や歴史文化を受け継ぎ、均衡あるまちづくりを図り、一体の地域として発展していくことが重要であるというふうに最初にうたわれております。このところは、まさに私が言っております、それぞれの地域の資源を活用しながら、かつ、一体としてこれは発展をしていくということ、まさに三極自立と同じ脈絡であるというふうに私は理解をしております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 見解の相違かもしれないんですけれども、じゃあ、総合計画の中には造

語なので出てこないということですね。すべて三極自立の要素というか、そういうものは入っていると。私はそうは思っていないんですね。町民の方と、職員の方と、町の皆さんでつくってきた8年半の一体感の醸成に私は水を差した三極自立だと思いますよ。これはもっと言わせていただければ、各地域エゴに改めて火をつけたということだと私は思いますよ。私、この手法を考えた人は加美町を愛している人じゃないと思いますよ。せつかく、皆さん、合併して不満はあるものの、我慢するところは我慢して、協力するところは協力して、それで財政も立て直して頑張ってきたんですよ。町長、選挙のためにこの三極自立を出しただけじゃないんですか、迎合して。庁舎はそうだと思いますよ。

町長、私の9月の一般質問の答弁にこうおっしゃっているんですよ。「これからのまちづくり、大きなこれから世の中の流れを踏まえた上で、できるだけ機能を集積する」と言っているんですよ。要するに、コンパクトシティーにするということですよ。コンパクトにすること。機能を拡散させるということはコストがかかると答弁しているんですよ、私に。行政コストがかかるとのことだと、どの学者に聞いても皆同じことを言うと。これはすなわち、コンパクトな町、できるだけ機能を集積するというもの。もっと言っているんですよ。一旦出た役所も町の中に戻すということを行っているんですよ。

これ、町長が選挙で訴えてきたことと、選挙公報に書いていることと、私が一般質問して答弁したこと、それから、町長の所信表明と、全くずれがあるんですよ。この辺の見解を、考え方を、原理原則と手法の中の論法でひとつお願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、議員のほうから、せつかく住民が我慢してきたものを、私がこの地域エゴに火をつけたというふうなお話でしたけれども、私は、これは地域エゴではなくて、皆さんが地域を思う思い、これがこれまで仕方がないと思ってきたものが、これは自分たちの地域を何とかしていこうというふうな、むしろ私は地域に対する思い、愛着、こういったものが皆さん出てきたんだろうというふうに思っておりますから、私は住民自治という考え方に立てば、非常にこれは私は歓迎すべきことであると。決して、これを地域エゴととらえるべきではないというふうに考えております。

さらに、コンパクトシティーとのかかわり、私が申しあげましたのは、庁舎を矢越に建てるということは、いわゆる市街化といいますか、それが拡大をしていくということである。コンパクトな町といいますのは、決して、そういうふうに今町の中にある行政機関等を外に出すのではなく、ところによっては一回出したものをまた町の中に戻すというふうなことを、実際、

そういった手法として取り組んでいるというふうなコンパクトシティの一つの考え方をお示ししたものであります。

私は、やはり、この三つの地域を考えた場合に、当然、これは合併して9年になりまして、合併のそもそもの目的は、やはり財政基盤の強化とか、効率性とか、そういった、どちらかといいますと、団体自治といいますか、いわゆる県と自治体とのかかわりの中での自立ということを主眼としてやってまいりまして、その結果、やはり、本来ならば、住民自治というものも自治の両輪ではありますけれども、住民自治という部分が十分に先ほど成熟していないんじゃないかというお話もありましたけれども、やはり、ここはこれから強化をしていかななくてはならない。（「成熟していないとは言っていません。成熟しないとできないということです」の声あり）しないといけないということですね。そういう意味では、これが成熟する、成熟するような社会をつくっていくという意味からも、地域の皆様方が地域に対して愛着を持って、自分たちの地域は自分たちで守る。自分たちで活力ある地域にしていく。このような意欲を引き出し、そして、町全体として、加美町としての誇りを持って暮らせるまちづくりをしてまいりたいというふうに考えておりますので、決して、これは私がお話ししたことと、コンパクトシティとしての考え方の中には矛盾があるとは考えておりません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 私は全く矛盾を感じますね。というのは、町長、町民の方々からいろいろな、合併を否定しているわけではないんだけど、合併してからいろいろな課題が出てきたと。行政サービスが低下したんじゃないか。意見が反映されないんじゃないか。経済活動の低下とか、コミュニケーションが窓口なんかでもできないんじゃないかと。合併前に各町で言われてこなかったことですか。私、合併前も議員やっていますけれども、言われてきましたよ、これ。いつの時代でも言われるんですよ。そして、言われたからといって、今度、まちづくりの基本条例の中で、町民の責務をうたうということは全然つじつまが合いませんよ。全然合わないと思いますよ。

時間もなくなってきたからですけども、もう少し、選挙用に使った言葉と、これから課長さん初め町職員の方々と力を合わせてやっていく言葉と、または議員の皆さんに発する言葉と、それから、町民の皆さんに発する言葉、これは一つの線でつながってはいけないわけですよ。さっき言いましたけれども、求心力なくなりますよ。

私に、町長が、職員の方々に風通しをよくして、議論できて、そして、町民の皆さんに笑顔で接しなさいと言いますが、私、この頃びっくりしています。庁舎内暗いですよ。町長

の前では明るいかもしれないですけども。町長の耳ざわりのいいことばかり聞こえて、「いいですね」なんて、区長さんから言われるでしょうけれども。私から見れば、暗くなりました。何でだか、わかりますか。不安なんですよ、迷って、言葉が違うから。それは町長のほうでなくて、町民のほうですよ。私は、町長がこれからやられる施策に対して異論を唱えるものではありません。素晴らしいものだと思っています、これができればですよ。ただ、今までの加美町の歴史もあるわけですから、一生懸命課長さんたちも頑張ってやってきた結果がこうですから。確かに我々も力不足だったかもわからないですよ。だけれども、それを踏まえて、その血と汗を流したものを評価して、いろいろなことを、物事をやっていただきたいと思っておりますけれども、町長、最後にひとつお願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、お答えいたします。

工藤議員、誤解なさっているかもしれませんが、私は、これまでの皆様方の、議員皆様方の努力あるいは職員の努力を全く評価していないということではありません。これは、町というのは長い歴史の中で、先人たちの汗とその努力の結果、今このような町が出来上がってきているわけですから、当然、これからのまちづくりにおきましても、そういったことを踏まえつつ、また、そういった先人の力に対して、感謝をしつつ、これは進めていくというふうに私は思っておりますし、また、職員に関しましても、私はこれまでも大変頑張ってきていると。今現在も頑張ってくれていると。確かに、さまざまな形でこれまでの行政手法と違った形で今いろいろなことを町職員には投げかけておりますので、当然、これは戸惑いもあろうかと思っております。これは変化する過程の中で、当然、これはこれまでと違う考え、手法を取り入れるということは、そこに戸惑いが生じるのは当然であろうかと思っております。そういった中で、私もしっかりと町民、職員の皆様方には私の考え、それから、これからのまちづくりの手法等も含めて、お伝えをしていこうと思っております、今月中に2回にわたりまして、町職員にもお話をさせていただく予定であります。

いずれにいたしましても、先ほど合併前からの問題だというふうなお話をしましたけれども、これは、こういった町民からのご要望ということは、これはいつの時代でもあったものだと思います。ただ、これは合併に伴ってさらにそういったご不満あるいは不安というものが増したであろうというふうにも考えております。ですからこそ、そういった町民の不安、不満、こういったことを和らげるためにも、町民の声も聞きながら、町民と協力をしながらまちづくりに努めていきたい。そして、繰り返しますが、もちろん、これまでの皆さんが築き上げたことも

大事にしながら、町職員に対しても、当然、これは信頼をしながら、ともに町政に当たってまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。以上であります。

(「ありがとうございました」の声あり)

○議長(一條 光君) 以上をもちまして、9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。一般質問を終わります。